

三田市選挙管理委員会告示第38号

選挙権を有する者の総数の50分の1並びに3分の1の数について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、並びに同法第76条第1項及び第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のように定める。

平成23年6月2日

三田市選挙管理委員会
委員長 新谷 隆博

記

選挙権を有する者の総数の50分の1の数

1, 804人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数

30, 056人